

はりきゅう・マッサージ（医療）のかかり方/注意点

● はり・きゅう

はり/きゅう：鍼灸/針灸院はよく看板に「健康保険が使えます：各種保険取扱」とかかれています。医療機関ではないため健康保険で施術（治療）を受けるには次の条件（ルール）をみたした場合でないと保険診療の対象にはなりませんのでご注意ください。

なお、鍼灸師は医師とは違い、外科手術・レントゲン・画像検査・注射：薬の処方・投与等医療行為はできません。

健康保険で扱えるはり/きゅう：鍼灸/針灸院等の施術（治療）は、患者さんがいったん窓口で費用の全額を払い、後日健康保険組合に請求し自己負担額以外の部分を療養費として払戻を受けるのが原則です。

払戻を受けるのに必要なものは、療養費支給申請書/医師の施術（治療）同意書/に治療内容の書いてある領収書を添付して申請してください。（領収書は必ずもらってください。）

保険診療外の施術（治療）となった場合は、原則全額自己負担ですので後日鍼灸/針灸院等から保険診療分を請求されるか、健康保険組合から請求させていただくことになります。

* 健康保険を使える条件

- 医師の同意が必ず必要です。（初回申請時に必ず添付してください。）
{適当な治療手段がなく医師がその傷病にたいし、はりきゅうの施術（治療）の効果がきると判断し必要性を認めた場合に限り健康保険を使えます。}
- 長期にわたる場合は、3ヵ月ごとに同意が必要となります。
また、さかのぼっての同意は無効です。
{医師同意のない施術（治療）は健康保険の対象となりません。}
- 対象疾病は 神経痛・リウマチ・腰痛症・五十肩・頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症の慢性的な痛みのある病気です。
- 治療上効果/改善がみられないと医師が判断した場合、漫然と長期間かかれません。
- 同一傷病について、医療機関（整形外科等）で治療受けている場合（診察・検査・同意書交付は除く）は、はり/きゅう：鍼灸/針灸院で健康保険を使えません。（医療機関での平行診療はできません。）
- 業務上及び通勤途中にかかる疾病は健康保険では使えません。
- 交通事故・自損事故にかかる負傷については、自賠責保険を優先使用してください。（自賠責限度額をこえた場合、健康保険組合へ連絡してください。）

● マッサージ（医療）

マッサージ治療院等はよく看板に「健康保険が使えます：各種保険取扱」とかかれています。健康保険で施術（治療）を受けるには次の条件（ルール）をみたした場合でないと保険診療の対象にはなりませんのでご注意ください。

なお、マッサージ師は医師とは違い、外科手術・レントゲン・画像検査・注射：薬の処方・投与等医療行為はできません。

健康保険で扱えるマッサージ治療院等の施術（治療）は、患者さんがいったん窓口で費用の全額を払い、後日健康保険組合に請求し自己負担額以外の部分を療養費として払戻を受けるのが原則です。

払戻を受けるのに必要なものは、療養費支給申請書/医師の施術（治療）同意書/に治療内容の書いてある領収書を添付して申請してください。（領収書は必ずもらってください。）

保険診療外の施術（治療）となった場合は、原則全額自己負担ですので後日マッサージ治療院等から保険診療分を請求されるか、健康保険組合から請求させていただくことになります。

* 健康保険が使える条件

- 医師の同意が必ず必要です。（初回申請時に必ず添付してください。）
{ 適当な治療手段がなく医師がその傷病にたいし、マッサージの施術（治療）の効果がきると判断し必要性を認めた場合に限り健康保険が使えます。 }
- 長期にわたる場合は、3ヶ月ごとに同意が必要となります。
また、さかのぼっての同意は無効です。
{ 医師同意のない施術（治療）は健康保険の対象となりません。 }
- 対象症状は 筋肉麻痺や関節拘縮（関節可動域拡大目的）など医療上マッサージを必要とする場合です。（あくまで筋肉麻痺して自由に動けない症状に対する、医療マッサージです。）
{ 例 脊髄損傷/骨折や手術後後遺症：脳梗塞や脳血管障害後遺症による麻痺：パーキンソン病・リウマチ等の神経障害歩行障害等 }
- 治療上効果/改善がみられないと医師が判断した場合、漫然と長期間かかれません。
- 疲労回復慰安や、普通のこりや腰痛をほぐすなど予防のためのマッサージには健康保険では使えません。
- 業務上及び通勤途中にかかる疾病によるものは健康保険では使えません。
- 交通事故・自損事故にかかる負傷については、自賠責保険を優先使用してください。（自賠責限度額をこえた場合、健康保険組合へ連絡してください。）

後日、健康保険組合からはり/きゅう：鍼灸/針灸院及びマッサージ治療院等の施術（治療）内容等について照会・確認をさせていただくことがあります。